

# 流山市地域防災計画 新旧対照表

平成 24 年度修正

## 第 3 編 大規模事故災害対策編

※ 網かけ：平成 24 年度修正箇所

< 目 次 >

第3編 大規模事故災害対策編	1
第1章 総則	1
第2章 大規模事故対策計画	3

## 第3編 大規模事故災害対策編

### 第1章 総則

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第3編 大規模事故編 第1章 総則 第1節 計画の目的・構成 1 計画の目的 （略） この計画では、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。この計画に定められていないものについては、震災対策計画編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、震災対策計画編の災害復旧計画に準ずるものとする。</p> <p>2 計画の構成 流山市地域防災計画の「大規模事故編」は、「風水害等編」及び「震災編」と併せた3編構成の1編であり、その内容は「総則」と「大規模事故対策計画」の2章で構成する。 また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき大規模事故対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。</p>	<p>第3編 大規模事故災害対策編 第1章 総則 第1節 計画の目的・構成 1 計画の目的 （略） この計画では、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。この計画に定められていないものについては、地震災害対策編の規定に準ずるものとする。また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、地震災害対策編の災害復旧計画に準ずるものとする。</p> <p>2 計画の構成 流山市地域防災計画の「大規模事故災害対策編」は、「風水害等対策編」及び「地震災害対策編」、「複合災害対策編」と併せた4編構成の1編であり、その内容は「総則」と「大規模事故対策計画」の2章で構成する。 また、この計画は、市及び防災関係機関がとるべき大規模事故対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関はこの計画に基づき、具体的な実施計画あるいは手順書（マニュアル）を定め、その推進を図るものとする。</p>	<p>大-1</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第2節 活動体制</p> <p>(3) 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>震災編第3章第1節第3「2. 災害対策本部の組織構成及び機能」及び同じく「5. 市災害対策本部の運営」に準ずる。</p>	<p>第2節 活動体制</p> <p>(3) 災害対策本部の組織及び運営</p> <p>地震災害対策編第3章第1節第3「2 市災害対策本部の組織構成及び機能」及び同じく「7 市災害対策本部の運営」に準ずる。</p>	2
<p>(4) 職員の動員</p> <p>震災編第3章第1節第3「6. 動員配備計画」に準ずる。</p>	<p>(4) 職員の動員</p> <p>地震災害対策編第3章第1節第3「1 市災害対策本部の基準」及び同じく「5 職員の参集」に準ずる。</p>	3

第2章 大規模事故対策計画

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第1節 大規模火災対策計画</p> <p>2 予防計画</p> <p>(1) 建築物不燃化の促進</p> <p>【都市計画課・建築住宅課・予防課】</p> <p>ア 建築物の防火規制</p> <p>市は、市街地における延焼防止を次により促進する。</p> <p>(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。</p> <p>(イ) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p>	<p>第1節 大規模火災対策計画</p> <p>2 予防計画</p> <p>(1) 建築物不燃化の促進</p> <p>【都市計画課・建築住宅課・予防課】</p> <p>ア 建築物の防火規制</p> <p>市は、市街地における延焼防止を次により促進する。</p> <p>(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。</p> <p>(イ) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p>	<p>4</p>
<p>(4) 火災予防査察</p> <p>【予防課・消防署】</p> <p>消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。</p> <p>■ 防査察の主眼点 ■</p> <p>ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維</p>	<p>(4) 火災に係る立入検査</p> <p>【予防課・消防署】</p> <p>消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。</p> <p>■ 立入検査の主眼点 ■</p> <p>ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維</p>	<p>5</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>持管理されているかどうか。</p> <p>(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策 【予防課・消防署】 イ 定期点検報告 消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。</p> <p>(6) 大規模・高層建築物の防火対策 【予防課】 大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の</p>	<p>持管理されているかどうか。</p> <p>(5) 多数の者を収容する建築物の防火対策 【予防課・消防署】 イ 防火対象物の点検及び報告 消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。</p> <p>(6) 住宅防火対策 【予防課】 火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防災意識の普及啓発等を行う。 特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。 さらに、災害による停電後の復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。</p> <p>(7) 大規模・高層建築物の防火対策 【予防課】 大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の</p>	<p>6</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となる。</p> <p>よって、関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「(5)多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。</p> <p>イ 防災センター要員に対する高度な教育の計画的な実施</p> <p>(7) 文化財の防火対策 【生涯学習課】</p> <p>ア 消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p>イ 防火管理</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理にあたっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。</p> <p>また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高</p>	<p>建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想される。一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。よって、消防本部は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記「(5)多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。</p> <p>イ 自衛消防業務に従事する職員に対する指導</p> <p>(8) 文化財の防火対策 【図書・博物館】</p> <p>ア 消防設備の設置・整備</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、消火器、屋内・外消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。</p> <p>イ 防火管理</p> <p>文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。</p> <p>また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高</p>	<p>7</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。</p> <p>(8) 消防組織及び施設の整備充実 【消防総務課・消防防災課】</p> <p>イ 消防施設等の整備充実 市は、作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等、市の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。</p>	<p>揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。</p> <p>(9) 消防組織及び施設の整備充実 【消防総務課・消防防災課】</p> <p>イ 消防施設等の整備充実 市は、施設・装備について実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。</p>	
<p>3 応急対策計画</p> <p>(1) 応急活動体制 【総務班】</p> <p>(2) 情報収集・伝達体制 【総務班・情報収集班】</p> <p>(3) 災害救助法の適用 【総務班・救援庶務班】</p> <p>(6) 交通規制計画 【避難誘導交通班・流山警察署】</p> <p>(7) 避難計画 【避難誘導交通班・流山警察署】</p>	<p>3 応急対策計画</p> <p>(1) 応急活動体制 【災対本部事務局】</p> <p>(2) 情報収集・伝達体制 【災対本部事務局・情報収集班】</p> <p>(3) 災害救助法の適用 【災対本部事務局・救援庶務班】</p> <p>(6) 交通規制計画 【建設庶務班・流山警察署】</p> <p>(7) 避難計画 【避難誘導救援班・流山警察署】</p>	<p>8</p> <p>9</p>



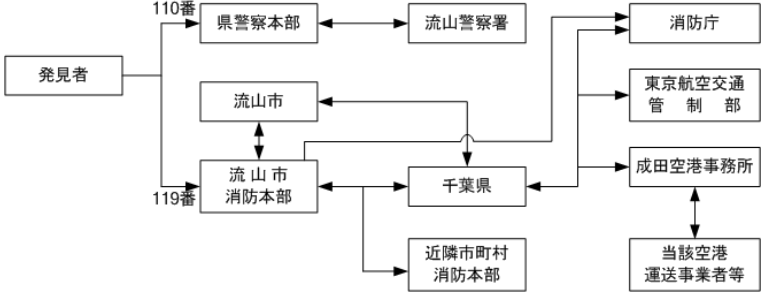
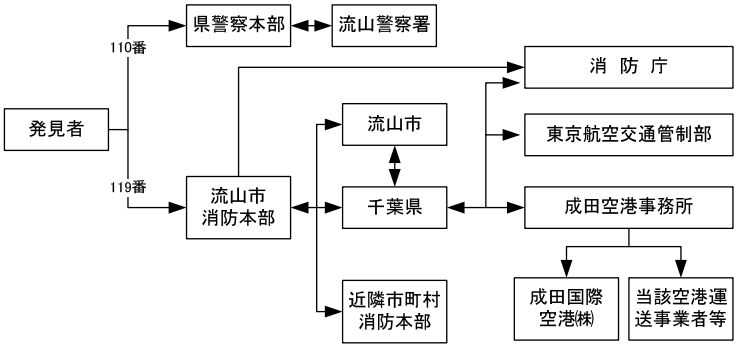
現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>ア 発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。</p> <p>イ 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>ウ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。</p>	<p>ア 発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。</p> <p>イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。</p> <p>ウ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。</p>	
<p>第2節 林野火災対策計画</p> <p>2 予防・計画</p> <p>(1) 広報宣伝 【安心安全課・指導課・予防課】</p> <p>(2) 法令による規制 【安心安全課・消防本部】</p> <p>(3) 予防施設の設置 【安心安全課・予防課】</p> <p>(4) 林野等の整備 【森林所有者】</p> <p>森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、消火活動に資する。</p>	<p>第2節 林野火災対策計画</p> <p>2 予防計画</p> <p>(1) 広報宣伝 【防災危機管理課・秘書広報課・指導課・予防課】</p> <p>(2) 法令による規制 【防災危機管理課・消防本部】</p> <p>(3) 予防施設の設置 【防災危機管理課・予防課】</p> <p>(4) 林野等の整備 【森林所有者】</p> <p>森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。</p>	<p>10</p> <p>11</p>
<p>3 応急対策計画</p> <p>(1) 消防計画の樹立</p>	<p>3 応急対策計画</p> <p>(1) 消防計画の樹立</p>	<p>11</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>【総務班・予防消防班】</p> <p>(2) 総合的消防体制の確立</p> <p>【総務班・救護班・予防消防班】</p> <p>(3) 避難計画</p> <p>【避難誘導交通班・流山警察署】</p>	<p>【災対本部事務局・予防消防班】</p> <p>(2) 総合的消防体制の確立</p> <p>【災対本部事務局・救護班・予防消防班】</p> <p>(3) 避難計画</p> <p>【避難誘導救援班・流山警察署】</p>	12
<p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>1 危険物(消防法)</p> <p>(2) 予防計画</p> <p>【安心安全課・予防課・事業者】</p> <p>イ 市</p> <p>(イ)c. 消防体制の強化</p> <p>消防本部は、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。</p> <p>(3) 応急対策計画</p> <p>【総務班・避難誘導交通班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】</p> <p>イ 市及び関係機関</p> <p>(イ) 救急医療</p> <p>消防本部は、当該事業所、県、医療機関と連携し、負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。実施にあたり、流山警察署、その他関係機関</p>	<p>第3節 危険物等災害対策計画</p> <p>1 危険物(消防法)</p> <p>(2) 予防計画</p> <p>【防災危機管理課・予防課・事業者】</p> <p>イ 市</p> <p>(イ)c. 消防体制の強化</p> <p>消防本部は、各事業所ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。</p> <p>(3) 応急対策計画</p> <p>【災対本部事務局・避難誘導救援班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】</p> <p>イ 市及び関係機関</p> <p>(イ) 救急医療</p> <p>消防本部は、当該事業所、県、医療機関と連携し、負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。実施に当たり、流山警察署、その他関係機関</p>	13 14

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>から協力を得る。 (カ) 交通対策 道路管理者、流山警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。</p>	<p>から協力を得る。 (カ) 交通対策 道路管理者、流山警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。</p>	15
<p>2 高圧ガス (2) 予防計画 【安心安全課・予防課・事業者】 ア 事業所等 (エ) 相互応援体制の確立 一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。  (3) 応急対策計画 【総務班・救護班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】</p>	<p>2 高圧ガス (2) 予防計画 【防災危機管理課・予防課・事業者】 ア 事業所等 (エ) 相互応援体制の確立 一つの事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。  (3) 応急対策計画 【災对本部事務局・救護班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】</p>	15        16
<p>3 火薬類 (2) 予防計画 【安心安全課・予防課・事業者】 ア 事業所等 (イ) 防災体制の整備 d. 相互応援体制の確立</p>	<p>3 火薬類 (2) 予防計画 【防災危機管理課・予防課・事業者】 ア 事業所等 (イ) 防災体制の整備 d. 相互応援体制の確立</p>	17  18

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。</p> <p>(3) 応急対策計画 【総務班・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】</p>	<p>一つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援</p> <p>(3) 応急対策計画 【災対本部事務局・予防消防班・警防班・流山警察署・県・事業者】</p>	
<p>4 毒物劇物</p> <p>(2) 予防計画 【安心安全課・予防課・事業者】</p> <p>(3) 応急対策計画 【総務班・救護班・予防消防班・警防班・県・事業者】</p> <p>ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等</p> <p>(ア) 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、柏健康福祉センター、流山警察署、又は消防本部へ通報を行う。</p> <p>イ 市及び関係機関</p> <p>(ア) 緊急通報 消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、県(柏健康福祉センター)、流山警察署へ連絡するとともに状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。</p> <p>(ウ) 救急医療 消防本部は、大量流出事故等に際して、県(柏健康福祉センター)、流山</p>	<p>4 毒物劇物</p> <p>(2) 予防計画 【防災危機管理課・予防課・事業者】</p> <p>(3) 応急対策計画 【災対本部事務局・救護班・予防消防班・警防班・県・事業者】</p> <p>ア 毒物劇物製造業者及び輸入業者等</p> <p>(ア) 通報 毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、松戸健康福祉センター、流山警察署、又は消防本部へ通報を行う。</p> <p>イ 市及び関係機関</p> <p>(ア) 緊急通報 消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、県(松戸健康福祉センター)、流山警察署へ連絡するとともに状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。</p> <p>(ウ) 救急医療 消防本部は、大量流出事故等に際して、県(松戸健康福祉センター)、流</p>	<p>19</p> <p>20</p>

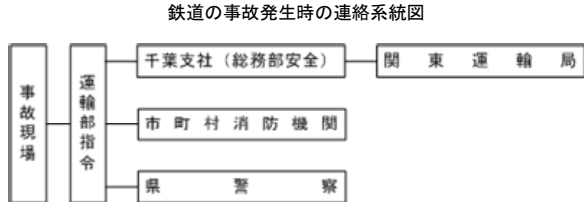
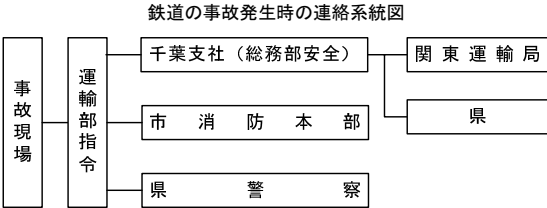
現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>警察署、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。</p>	<p>山警察署、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。</p>	
<p>第4節 航空機災害対策計画 1 基本方針</p> <p>(1) 防災関係機関</p>	<p>第4節 航空機災害対策計画 1 基本方針 (1) 基本方針 (2) 防災関係機関</p>	21
<p>2 予防計画 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 【安心安全課】</p> <p>(2) 協力・応援体制の整備 【安心安全課】</p> <p>(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄 【安心安全課・消防防災課】</p> <p>(4) 防災訓練 【安心安全課・消防防災課】</p>	<p>2 予防計画 (1) 情報の収集・連絡体制の整備 【防災危機管理課】</p> <p>(2) 協力・応援体制の整備 【防災危機管理課】</p> <p>(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄 【防災危機管理課・消防防災課】</p> <p>(4) 防災訓練 【防災危機管理課・消防防災課】</p>	21

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>3 応急対策計画</p> <p>航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>【総務班・情報収集班】</p>  <p>(2) 応急対策</p> <p>【総務班・予防消防班・警防班・救護班・防疫衛生班・流山警察署・関係機関】</p> <p>ウ 救出救護活動</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>当該航空運送事業者、市、県警察、千葉県</p> <p>キ 広報</p> <p>(ア) 実施機関</p>	<p>3 応急対策計画</p> <p>航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>【災对本部事務局・情報収集班】</p>  <p>図2-4-1 情報の伝達系統図</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>【災对本部事務局・予防消防班・警防班・救護班・防疫衛生班・流山警察署・関係機関】</p> <p>ウ 救出救護活動</p> <p>(ア) 実施機関</p> <p>当該航空運送事業者、市、県警察、千葉県、消防本部</p> <p>キ 広報</p> <p>(ア) 実施機関</p>	<p>21</p> <p>22</p> <p>23</p>

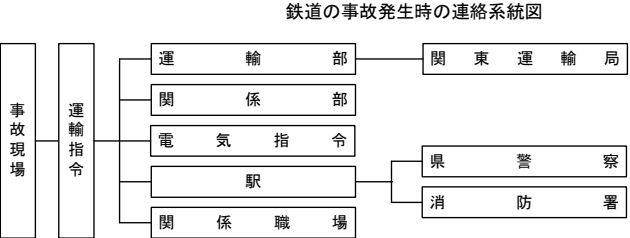
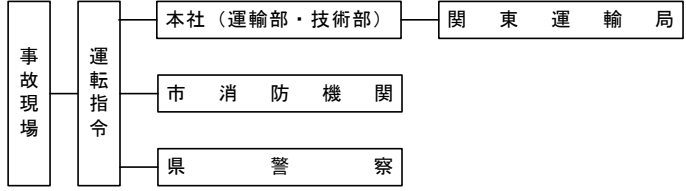
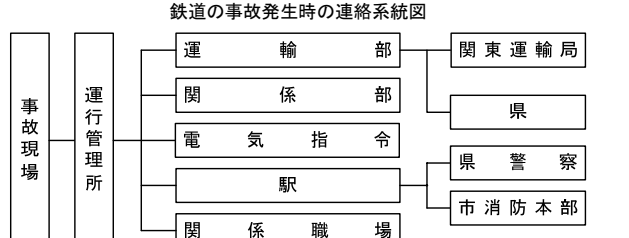
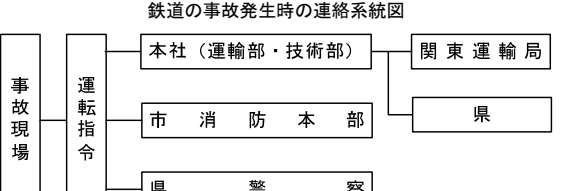
現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>空港事務所、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。</p> <p>(3) 応援体制 【総務班・物資輸送班・消防総務班・予防消防班・警防班・県・関係機関】</p>	<p>国土交通省航空局（成田空港事務所含む。）、当該航空運送事業者、市及び流山警察署等が実施する。</p> <p>(3) 応援体制 【災対本部事務局・物資輸送班・消防総務班・予防消防班・警防班・県・関係機関】</p>	23
<p>第5節 鉄道災害対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)</li> <li>・東武鉄道(株)</li> <li>・総武流山電鉄(株)</li> <li>・首都圏新都市鉄道(株)</li> </ul> <p>1 予防計画</p> <p>(1) 各事業者による予防対策 【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】</p> <p>鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。</p> <p>(2) 行政等による予防対策 【安心安全課・道路管理課・道路建設課】</p>	<p>第5節 鉄道災害対策計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)</li> <li>・東武鉄道(株)</li> <li>・流鉄(株)</li> <li>・首都圏新都市鉄道(株)</li> </ul> <p>1 予防計画</p> <p>(1) 各事業者による予防対策 【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】</p> <p>鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良築造及び保全を行うものである。</p> <p>(2) 行政等による予防対策 【防災危機管理課・道路管理課・道路建設課】</p>	25

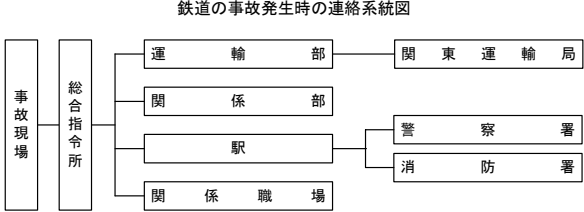
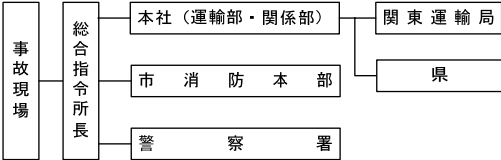
現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																																																																																
<p>2 応急・復旧計画</p> <p>(1) 行政等による応急活動体制</p> <p>【総務班】</p> <p>(2) 情報収集・伝達体制</p> <p>【総務班・情報収集班】</p> <p>関係機関連絡先</p> <table border="1" data-bbox="185 582 967 692"> <thead> <tr> <th>関東運輸局担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT 電話</th> <th>NTT FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通環境部 情報・防災課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>045-211-7269</td> <td>045-211-7270</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は鉄道部安全対策課 (NTT電話 045-211-7240)</p> <table border="1" data-bbox="174 750 978 1007"> <thead> <tr> <th>鉄軌道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT 電話</th> <th>NTT FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 千葉支社</td> <td>運輸部指令</td> <td>640</td> <td>640</td> <td>043-225-9857</td> <td>043-255-4886</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)</td> <td>運転指令</td> <td>642-721</td> <td>642-722</td> <td>03-3621-5243</td> <td>03-3621-5244</td> </tr> <tr> <td>総武流山電鉄(株)</td> <td>鉄道部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>04-7158-0117</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>首都圏新都市鉄道(株)</td> <td>鉄道事業本部 ・管理課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03-3839-7352</td> <td>03-3839-7368</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 相互協力・派遣要請計画</p> <p>【総務班・予防消防班・事業者】</p> <p>(7) 避難計画</p> <p>【総務班・避難誘導交通班】</p> <p>ア 発災時には、市及び流山警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。</p>	関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX	交通環境部 情報・防災課	—	—	045-211-7269	045-211-7270	鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-255-4886	東武鉄道(株)	運転指令	642-721	642-722	03-3621-5243	03-3621-5244	総武流山電鉄(株)	鉄道部	—	—	04-7158-0117	—	首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業本部 ・管理課	—	—	03-3839-7352	03-3839-7368	<p>2 応急・復旧計画</p> <p>(1) 行政等による応急活動体制</p> <p>【災对本部事務局】</p> <p>(2) 情報収集・伝達体制</p> <p>【災对本部事務局・情報収集班】</p> <p>表 2-5-1 関係機関連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1097 582 1879 692"> <thead> <tr> <th>関東運輸局担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT 電話</th> <th>NTT FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通環境部 総務課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>045-211-7269</td> <td>045-212-2017</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課 (NTT電話 045-211-7240)</p> <table border="1" data-bbox="1088 750 1890 1007"> <thead> <tr> <th>鉄軌道事業者</th> <th>防災担当課</th> <th>防災無線電話</th> <th>防災無線FAX</th> <th>NTT 電話</th> <th>NTT FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本旅客鉄道(株) 千葉支社</td> <td>運輸部指令</td> <td>640</td> <td>640</td> <td>043-225-9857</td> <td>043-255-4886</td> </tr> <tr> <td>東武鉄道(株)</td> <td>運行管理所</td> <td>642-721</td> <td>642-722</td> <td>048-760-0313</td> <td>048-760-0318</td> </tr> <tr> <td>流鉄(株)</td> <td>技術部</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>04-7158-0117</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>首都圏新都市鉄道(株)</td> <td>鉄道事業本部 ・管理課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>03-3839-7352</td> <td>03-3839-7368</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 相互協力・派遣要請計画</p> <p>【災对本部事務局・予防消防班・事業者】</p> <p>(7) 避難計画</p> <p>【災对本部事務局・避難誘導救援班】</p> <p>ア 発災時には、市及び流山警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。</p>	関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX	交通環境部 総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017	鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX	東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-255-4886	東武鉄道(株)	運行管理所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318	流鉄(株)	技術部	—	—	04-7158-0117	—	首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業本部 ・管理課	—	—	03-3839-7352	03-3839-7368	<p>25</p> <p>26</p> <p>26</p>
関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX																																																																														
交通環境部 情報・防災課	—	—	045-211-7269	045-211-7270																																																																														
鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX																																																																													
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-255-4886																																																																													
東武鉄道(株)	運転指令	642-721	642-722	03-3621-5243	03-3621-5244																																																																													
総武流山電鉄(株)	鉄道部	—	—	04-7158-0117	—																																																																													
首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業本部 ・管理課	—	—	03-3839-7352	03-3839-7368																																																																													
関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX																																																																														
交通環境部 総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017																																																																														
鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT 電話	NTT FAX																																																																													
東日本旅客鉄道(株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-255-4886																																																																													
東武鉄道(株)	運行管理所	642-721	642-722	048-760-0313	048-760-0318																																																																													
流鉄(株)	技術部	—	—	04-7158-0117	—																																																																													
首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業本部 ・管理課	—	—	03-3839-7352	03-3839-7368																																																																													



現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>イ 避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>ウ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。</p> <p>(8) 各事業者による応急・復旧対策 【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】</p> <p>東日本旅客鉄道(株)千葉支社 【応急復旧対策】</p> <p>ア 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、市社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>【情報連絡体制】</p>  <p>東武鉄道(株) 【応急復旧対策】 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれ</p>	<p>イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>ウ 市は、必要に応じて避難場所を開設する。</p> <p>(8) 各事業者による応急・復旧対策 【東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】</p> <p>東日本旅客鉄道(株)千葉支社 【応急復旧対策】</p> <p>ア 災害対策本部の設置 災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</p> <p>【情報連絡体制】</p>  <p>東武鉄道(株) 【応急・復旧対策】 列車の衝突・脱線等の事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれ</p>	<p>28</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>る）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、冷静沈着な判断と、臨機な処置をとり「東武鉄道防災規程」「鉄道事業部門防災規程」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。</p> <p>ア 災害対策本部・鉄道事業部門災害対策本部の設置</p> <p>災害の発生に際し、的確な処置を行うため、社内及び関係他機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。</p> <p>イ 事故復旧本部</p> <p>発災に伴う事故現場付近には、必要により「鉄道運転事故応急処置手続き」に基づき事故復旧本部を設置する。</p> <p>なお、必要により責任区域を指定された駅長に対し、その区域の総括責任者として処理にあたらせる。</p> <p>駅長は、人命救助を最優先し、従業員と協力し、応急手当を講じるとともに併発事故の防止に努める。</p>	<p>る）場合、又は、社会的に影響度が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、冷静沈着な判断と、臨機な処置をとり「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部事故・災害等対策規定」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に定めるところにより、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救護等適切機敏な処置をとる。</p> <p>【災害時の活動組織の編成計画】</p> <p>a 災害対策本部</p> <p>大規模な災害が発生し、又はその恐れがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。</p> <p>b 現地対策本部</p> <p>特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。</p> <p>c 災害対策総本部</p> <p>aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p><b>【情報連絡体制】</b></p> <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <p>総武流山電鉄(株)</p> <p><b>【情報連絡体制】</b></p>  <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> <p>首都圏新都市鉄道(株)</p> <p><b>【応急・復旧対策】</b></p> <p>ア 対策本部の設置</p> <p>事故又は災害が発生した場合、対策本部を設置して、事故又は災害等の情報の集約、関係機関への対応に努めるとともに、現地本部への指示・助言を行う。</p>	<p><b>【情報連絡体制】</b></p> <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p>  <p>流鉄(株)</p> <p><b>【情報連絡体制】</b></p>  <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> <p>首都圏新都市鉄道(株)</p> <p><b>【応急・復旧対策】</b></p> <p>事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出および避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し、早期復旧および輸送の確保を図る。</p>	<p>29</p>
		<p>30</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>イ 現地本部の設置</p> <p>事故現場に現地本部を設置して、旅客の救護及び避難誘導に努めるとともに、事故・災害等の速やかな復旧を図る。</p> <p>【情報の連絡体制】</p> <p>鉄道事故情報等の連絡</p> <p>鉄道の事故発生時の連絡系統図</p> 	<p>事故対策本部の設置</p> <p>事故および輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。</p> <p>【情報の連絡体制】</p> <p>鉄道事故発生時の連絡系統図</p> <p>情報連絡体制系統</p> 	
<p>第6節 道路災害対策計画</p> <p>2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画</p> <p>(2) 応急対策計画</p> <p>【総務班・情報収集班・避難誘導交通班】</p>	<p>第6節 道路災害対策計画</p> <p>2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画</p> <p>(2) 応急対策計画</p> <p>【災対本部事務局・情報収集班・避難誘導救援班】</p>	<p>31</p> <p>32</p>
<p>3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画</p> <p>(2) 応急対策計画</p> <p>【総務班・避難誘導交通班・秘書広報班・予防消防班・警防班・流山警察署】</p> <p>ア 情報連絡</p>	<p>3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画</p> <p>(2) 応急対策計画</p> <p>【災対本部事務局・避難誘導救援班・秘書広報班・予防消防班・警防班・流山警察署】</p> <p>ア 情報連絡</p>	<p>33</p> <p>34</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。</p>	<p>輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。</p>	
<p>第7節 放射性物質事故対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。</p>	<p>第7節 放射性物質事故対策計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>（略）</p> <p>なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定める「放射性物質事故対応マニュアル」によることとする。</p> <p>また、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国の動向を踏まえることとする。</p> <p>※この計画では、輸送中の事故等による放射性物質の漏洩を想定する。</p>	35
<p>2 放射性物質事故の想定</p> <p>(1) 市内の核燃料物質使用事業所における事故の想定</p> <p>市内には核燃料物質使用事業所は存在しないため、事業所において大量の放射線が放出される事故の可能性はない。</p> <p>(3) 他地域事故に伴う本市への影響想定</p> <p>原子力災害対策特別措置法の対象事業所は千葉県内には存在しないが、隣接する茨城県や神奈川県には施設が存在している。</p> <p>当該施設の事故発生時の影響範囲については、両県とも重点的に防災対策を実施する地域を施設から最大でも10km以内としており、本市への</p>	<p>2 放射性物質事故の想定</p> <p>(1) 市内の核燃料物質使用事業所における事故の想定</p> <p>市内には核燃料物質使用事業所は存在しないため、市内の事業所から大量の放射線が放出される事故の可能性はない。</p>	35

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
直接的な影響はないと考えられる。		
3 放射性物質事故予防対策 (1) 放射性物質取扱施設の把握 <b>【安心安全課】</b>	3 放射性物質事故予防対策 (1) 放射性物質取扱施設の把握 <b>【防災危機管理課】</b>	35
4 放射性物質事故応急対策 (1) 情報の収集・連絡関係 <b>【総務班・情報収集班・予防消防班・県・国・事業者】</b>  ア 情報の収集・連絡体制の整備 (イ) 緊急時のモニタリング活動の実施 e. 食物の流通状況調査	4 放射性物質事故応急対策 (1) 情報の収集・連絡関係 <b>【災対本部事務局・情報収集班・防疫衛生班・予防消防班・県・国・事業者】</b>  ア 情報の収集・連絡体制の整備 (イ) 緊急時のモニタリング活動の実施 e. 食物の流通状況調査 また、市においても必要に応じて放射線量の測定や放射線量測定器の貸出しを実施するものとし、市有施設等における測定結果については、速やかに市ホームページ等で公表する。	36
(2) 応急活動体制の整備 <b>【総務班・消防総務班・事業者】</b>  (3) 緊急時医療体制の整備 <b>【総務班・予防消防班・県・医療機関】</b>  (4) 防護資機材の整備	(2) 応急活動体制の整備 <b>【災対本部事務局・防疫衛生班・市各班・事業者】</b>  (3) 緊急時医療体制の整備 <b>【救護班・予防消防班・県・医療機関】</b>  (4) 防護資機材の整備	37

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>【総務班・予防消防班・流山警察署・県】</p> <p>(6) 退避施設の選定及び退避誘導 【避難誘導交通班】</p> <p>(7) 広報活動体制の整備 【秘書広報班】</p> <p>市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、広報車やインターネット等を通じて、地域住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。</p> <p>(8) 放射性物質等による汚染の除去 【消防本部・県・国・事業者】</p> <p>事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染、除去を行うものとする。</p> <p>(9) 防災教育・防災訓練の実施 【総務班・予防消防班・県】</p>	<p>【災対本部事務局・防疫衛生班・予防消防班・流山警察署・県】</p> <p>(6) 退避施設の選定及び退避誘導 【避難誘導救援班】</p> <p>(7) 広報活動体制の整備 【秘書広報班】</p> <p>市は、放射性物質事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、広報車やインターネット等を通じて、地域住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報活動体制を整備するものとする。また、広報の内容は以下のとおりとする。</p> <p>ア 災害時の状況及び今後の予測 イ 市民の取るべき措置及び注意事項 ウ その他必要な事項</p> <p>(8) 市民からの問い合わせに対する対応 【防疫衛生班】</p> <p>市は、必要に応じて、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。</p> <p>(9) 防災教育・防災訓練の実施 【災対本部事務局・予防消防班・県】</p>	<p>38</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>5 放射性物質事故復旧対策</p> <p>【防疫衛生班・県・国】</p> <p>放射性物質事故については次のとおり復旧対策を進める。</p> <p>なお、復旧対策に当たっては、事故の状況を踏まえ、放射線事業者、国、県及び関係機関等と連携を図りつつ進めるものとする。</p> <p>(1) 放射線量の把握</p> <p>事故による放射性物質による汚染を調査し、現況を把握する。</p> <p>(2) 除染目標</p> <p>放射性物質の汚染の除去については、可能な限り普及時期を明示し、年間被ばく線量1ミリシーベルトを下回ることを目標とする。</p> <p>(3) 主な除染対象及び実施主体</p> <p>子どもの生活環境（学校、公園等）の徹底的な除染を優先する。</p>	39
	<p>6 農作物・食品・水道水の対応</p> <p>【物資輸送班・水道工務班・県・国】</p> <p>(1) 農作物</p> <p>市は、流山産農作物の放射性物質の簡易分析検査を実施する。また、国の食品中の放射性物質の基準値や国や県による測定結果を周知するとともに、農作物生産者に対し、放射性物質の吸収を抑制するための技術について指導する。</p> <p>(2) 水道水</p> <p>市は、厚生労働省の助言に基づき、市内の浄水場の浄水及び原水（井戸水）について定期的に検査する。</p>	39



現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>7 廃棄物(ごみ)関係の対応</p> <p>【防疫衛生班】</p> <p>焼却灰から国の示す基準値を超える放射性物質が検出された場合は、熔融飛灰を一時保管するとともに、剪定枝、落葉、草においては別回収し、焼却せずに森のまちエコセンターに仮保管する。</p>	39